

災害に強い森づくり事業

～土砂災害警戒区域・特別警戒区域の里山林整備を進めています～

【事業の趣旨】

国から配分される森林整備等のための財源「森林環境譲与税」を活用し、土砂災害の未然防止につながる里山林整備を行うものです。

手入れがされていない里山林は、木が密集し、根が発達していない細い木が多くなっています。光が入りにくくなった里山林は、下草がなく、土が露出するなど、不健全な状況が見られます。

この事業は、里山林の間伐等を行うことで、「土壌保持力」や「土砂流出防止」などの森林が持つ災害に強い機能の向上をめざすものです。

【事業の留意点】

①整備方法

- 細い樹木を間伐し、健全な樹木の成長を促します。
※すべての樹木を伐採する事業ではありません。
※法枠や擁壁のような土木事業を行うものではありません。

②対象

- 「土砂災害警戒区域内(イエローゾーン・レッドゾーン)で、家屋等の保全対象のある区域」です。(区域外の施業は行いません。)

③費用負担

- 市の事業として行うため、森林所有者・区域内住民の方の費用負担はありません。
※森林所有者と居住者の全員同意が得られたところから実施します。

④その他

- 当面は森林面積が1ha～2haの区域を中心に実施します。
※地域からの要望があり、所有者調査等の協力が得られる場合は、上記面積以外の区域も整備場所に含めます。

【事業区域イメージ】



土砂災害警戒区域
(イエローゾーン)

居住区域

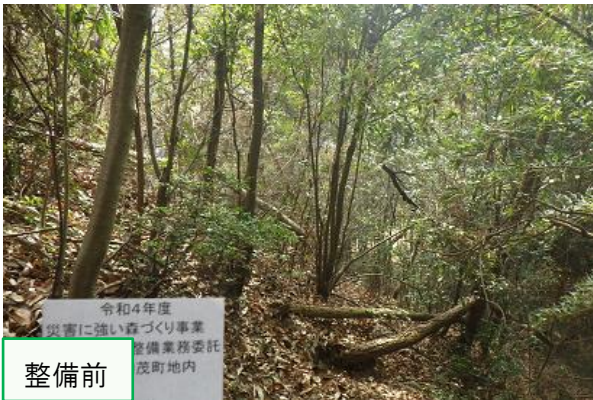
居住されている住民に事業の同意を
いただく区域

整備対象区域

災害に強い森づくり事業整備区域
森林所有者と協定を締結



【整備事例】



- ・伐採木の処理は棚状に集積して等高線上に配置し、土砂の流出防止を図ります。
- ・成長の良い木を残して木と木の間を保って間伐し、林内に光が入りやすくします。



- ・林内に侵入していた竹は伐採を行います。

【事業の進め方】

①森林所有者への
意向確認・同意

②居住区域住民への
説明・同意

③森林所有者と整備に
関する協定を締結

④森林調査・整備

※土砂災害等の減災をめざす事業であり、整備後の「安全」を保障するものではありません。

お問い合わせ先 福山市経済部農林水産課(林務担当) ☎(084)928-1033